

表1 定期水質検査の検査頻度(水質基準項目)

No	基準項目	基準値(mg/L)	分類	削減不可項目	省略不可項目	※1 給水区域内の過去3年間の最大値(H28年度~H30年度)(以下は、未測を表す)	原水			給水				
							浄水受水(千葉県水道局より)	地下水(認定水源)	地下水(緊急用井戸)	法令に基づく検査頻度	蛇口			
1	一般細菌	100n/mL以下	病原生物の代替指標	●	◎	1	年2回	年1回	月1回	月1回				
2	大腸菌	検出されないこと		●	◎	陰性(-)								
3	カドミウム及びその化合物	0.003mg/L以下	無機物・重金属			<0.0003					年2回	年1回	月1回	月1回
4	水銀及びその化合物	0.0005mg/L以下				<0.00005								
5	セレン及びその化合物	0.01mg/L以下				<0.001								
6	鉛及びその化合物	0.01mg/L以下				<0.001								
7	ヒ素及びその化合物	0.01mg/L以下				<0.001								
8	六価クロム化合物	0.02mg/L以下				<0.005								
9	亜硝酸態窒素	0.04mg/L以下				<0.004								
10	シアニ化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/L以下		●	◎	<0.001								
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/L以下				2.59								
12	フッ素及びその化合物	0.8mg/L以下				0.12								
13	ホウ素及びその化合物	1.0mg/L以下			<0.1									
14	四塩化炭素	0.002mg/L以下	一般有機・化学物質			<0.0002					年4回(A)	年1回	年1回(B)	年1回(B)
15	1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下				<0.005								
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下				<0.001								
17	ジクロロメタン	0.02mg/L以下				<0.001								
18	テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下				<0.001								
19	トリクロロエチレン	0.01mg/L以下				<0.001								
20	ベンゼン	0.01mg/L以下				<0.001								
21	塩素酸	0.6mg/L以下		●	◎	0.29								
22	クロロ酢酸	0.02mg/L以下	●	◎	<0.002									
23	クロホルム	0.06mg/L以下	●	◎	0.024									
24	ジクロロ酢酸	0.03mg/L以下	●	◎	0.004									
25	ジブromクロロメタン	0.1mg/L以下	●	◎	0.013									
26	臭素酸	0.01mg/L以下	●	◎	0.002									
27	総トリハロメタン	0.1mg/L以下	●	◎	0.053									
28	トリクロロ酢酸	0.03mg/L以下	●	◎	0.008									
29	ブromジクロロメタン	0.03mg/L以下	●	◎	0.018									
30	ブromホルム	0.09mg/L以下	●	◎	0.004									
31	ホルムアルデヒド	0.08mg/L以下	●	◎	<0.008									
32	亜鉛及びその化合物	1.0mg/L以下	色			0.005	年4回(A)	年1回	年1回(B)	年1回(B)				
33	アルミニウム及びその化合物	0.2mg/L以下				0.03								
34	鉄及びその化合物	0.3mg/L以下				0.07								
35	銅及びその化合物	1.0mg/L以下				<0.01								
36	ナトリウム及びその化合物	200mg/L以下	味覚			33.3	年4回(A)	年1回	年1回(B)	年1回(B)				
37	マンガン及びその化合物	0.05mg/L以下	色			0.005								
38	塩化物イオン	200mg/L以下	●	◎	37.9									
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300mg/L以下	味覚			123								
40	蒸発残留物	500mg/L以下				278	年4回(A)	年1回	年1回(B)	年1回(B)				
41	陰イオン界面活性剤	0.2mg/L以下	発泡			<0.02								
42	ジェオスミン	0.00001mg/L以下	カビ臭	●		<0.000001								
43	2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/L以下	カビ臭	●		<0.000001								
44	非イオン界面活性剤	0.02mg/L以下	発泡			<0.002	年4回(A)	年1回	年1回(B)	年1回(B)				
45	フェノール類	0.005mg/L以下	におい			<0.00005								
46	有機物等(TOC)	3mg/L以下	味覚	●	◎	1.1								
47	pH値	5.8以上8.6以下	●	◎	8.2									
48	味	異常でないこと	●	◎	異常なし	月1回	月1回	月1回	月1回					
49	臭気	異常でないこと	●	◎	異常なし									
50	色度	5度以下	●	◎	1.3									
51	濁度	2度以下	●	◎	<0.1									

※1 H31年度はまだ結果がでていませんが、今のところ異常値はありません。

(A) この項目の水質データは千葉県水道局より提供されるものです。但し、一回は千葉市が測定します。

(B) この項目の分析頻度は、水道法施行規則第15条第1項第3号ハにより、検査回数を変えることができます。

要約 過去3年間の最大値が基準値の五分の一下の場合は年1回以上、十分の一下の場合は3年に1回以上とすることができます。

ただし、水源水質に変化がある場合は、除きます。

表2 定期水質検査の検査頻度(水質管理目標設定項目)

水質管理目標設定項目	目 標 値(mg/L)	原 水			給 水
		浄水受水 ※(A)	地下水 (認定水源)	地下水 (緊急用井戸)	蛇 口
1 アンチモン及びその化合物	0.02mg/L以下	年4回	年1回	年1回	—
2 ウラン及びその化合物	0.002mg/L以下(暫定)				—
3 ニッケル及びその化合物	0.02mg/L以下		年1回	年1回	—
5 1, 2-ジクロロエタン	0.004mg/L以下				—
8 トルエン	0.4mg/L以下				—
9 フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)	0.08mg/L以下		—	—	—
10 亜塩素酸	0.6mg/L以下		—	—	—
12 二酸化塩素 ※1	0.6mg/L以下	—	—	—	
13 ジクロロアセトニトリル	0.01mg/L以下(暫定)	年4回	—	—	年1回
14 抱水クロール	0.02mg/L以下(暫定)		—	—	
15 農薬類 ※2	1以下(検出値と目標値の比の和として)	年1回	年1回	—	—
16 残留塩素	1mg/L以下	年4回	—	—	毎月
17 カルシウム、マグネシウム等(硬度)	10以上-100mg/L以下	—	—	—	—
18 マンガン及びその化合物	0.01mg/L以下	—	—	—	—
19 遊離炭酸	20mg/L以下	年4回	年1回	年1回	—
20 1, 1, 1-トリクロロエタン	0.3mg/L以下				—
21 メチル-tert-ブチルエーテル(MTBE)	0.02mg/L以下				—
22 有機物等(KMnO4消費量)	3mg/L以下	—	—	—	—
23 臭気強度(TON)	3以下	年4回	年1回	年1回	年1回
24 蒸発残留物	30以上-200mg/L以下	—	—	—	—
25 濁度	1度以下	—	—	—	—
26 pH値	7.5程度	—	—	—	—
27 腐食性(ランゲリア指数)	-1程度以上とし、極力0に近づける	年4回	年1回	年1回	年1回
28 従属栄養細菌	1mlの検水で形成される集落数が2000以下(暫定)				
29 1, 1-ジクロロエチレン	0.1mg/L以下				
30 アルミニウム及びその化合物	0.1mg/L以下(アルミニウムに関して)	—	—	—	—

※1 二酸化塩素は、消毒剤として使用していないため、検査を省略

※2 農薬類(別表4)

農薬類の目標値は、農薬ごとの検出値をそれぞれの目標値で除した値の総和

※(A) この項目の水質データは千葉県水道局より提供されるものです。但し、一回は千葉市が測定します。(農薬除く)

☒ : 基準項目の検査で行う

有機物等(KMnO4消費量)は基準項目の有機物等(TOC)で代替できるため省略

一線:: 未検査

4・6・7・11は欠番

表3 定期水質検査の検査頻度(その他項目、毎日検査項目)

その他項目	原 水		給 水 (蛇 口)
	地下水 (認定水源)	地下水 (緊急用井戸)	
アンモニア態窒素	月1回	—	—
ダイオキシン類	年1回	—	—
色 ※	—	—	毎日
濁り ※	—	—	毎日
残留塩素 ※	—	—	毎日
pH ※	—	—	毎日
臭気 ※	—	—	毎日
クリプトスポリジウム指標菌(大腸菌・嫌気性芽胞菌)	年4回	年4回	—
放射性セシウム(Cs134・Cs137)	年4回	—	—

※ 法令に基づく項目

—線は、未検査

表4 水質管理目標設定項目の農薬類

水質検査項目(49項目)

	水質管理目標設定項目	用途	目標値 (mg/L)
1	1, 3-ジクロロプロペン(D-D)	殺虫剤	0.05
2	EPN	殺虫剤	0.004
3	MCPA	除草剤	0.005
4	アセフェート	殺虫剤・殺菌剤	0.006
5	イソキサチオン	殺虫剤	0.005
6	イソプロチオラン (IPT)	殺虫剤・殺菌剤・植物成長調整剤	0.3
7	イプロベンホス (IBP)	殺菌剤	0.09
8	イミダクジン	殺虫剤・殺菌剤	0.006
9	エトフェンロックス	殺虫剤・殺菌剤	0.08
10	オキシ銅(有機銅)	殺虫剤・殺菌剤	0.03
11	カルバリル(NAC)	殺虫剤	0.02
12	キャプタン	殺菌剤	0.3
13	グルホシネート	除草剤・植物成長調整剤	0.02
14	クロルニトロヘン(CNP)	除草剤	0.0001
15	クロルピリホス	殺虫剤	0.003
16	クロタロニル(TPN)	殺虫剤・殺菌剤	0.05
17	シアノホス(CYAP)	殺虫剤	0.003
18	ジクロルホス(DDVP)	殺虫剤	0.008
19	ジクワット	除草剤	0.01
20	シマジン(GAT)	除草剤	0.003
21	ジメトエート	殺虫剤	0.05
22	ダイアジン	殺虫剤・殺菌剤	0.003
23	ダゾメット,メタム及びメチルイソチオシネート	殺菌剤	0.01
24	チウラム	殺虫剤・殺菌剤	0.02
25	チオジカルブ	殺虫剤	0.08
26	チオファネートメチル	殺虫剤・殺菌剤	0.3
27	トリクロピル	除草剤	0.006
28	トリクロルホン(DEP)	殺虫剤	0.005
29	トリフルリン	除草剤	0.06
30	ナプロパミド	除草剤	0.03
31	パラコート	除草剤	0.005
32	フィプロニル	殺虫剤・殺菌剤	0.0005
33	フェントチオン(MEP)	殺虫剤・殺菌剤・植物成長調整剤	0.01
34	フェノカルブ(BPMC)	殺虫剤・殺菌剤	0.03
35	フェントエート(PAP)	殺虫剤・殺菌剤	0.007
36	ブタミホス	除草剤	0.02
37	フルアジナム	殺菌剤	0.03
38	プロシトリン	殺菌剤	0.09
39	プロチオホス	殺虫剤	0.007
40	プロピザミド	除草剤	0.05
41	プロヘナゾール	殺虫剤・殺菌剤	0.03
42	ベニミル	殺菌剤	0.02
43	ベンタジン	除草剤	0.2
44	ベンディメタリン	除草剤・植物成長調整剤	0.3
45	ベンフラカルブ	殺虫剤・殺菌剤	0.04
46	ホスチアゼート	殺虫剤	0.003
47	マラチオン(マラソン)	殺虫剤	0.7
48	メソミル	殺虫剤	0.03
49	メタラキシル	殺虫剤・殺菌剤	0.2